

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 南方連絡事務所報告（報告）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-04 キーワード (Ja): 南方連絡事務所, 総理府特別地域連絡局, 請願権, 外資導入 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43509

2. ワトソン 高算弁務官の施政改善

北米局長

参事官

北米課長

總理府特連局州入手比
資料別添供覧します。

興
味
有
り
郵
入
し
た

41. 9. 30 特運局

ワトソン高等弁務官の任任中沖縄の施政
改善のためとられた措置

1. 渡航手続の簡素化、迅速化

ワトソン高等弁務官は、昭和39年8月就任後間も
なく、本土と沖縄間の渡航手続に関して、これを簡
素化、迅速化するよう米民政府に対して調査研究を
指示した。その結果、日本政府関係者および米民
政府関係者間で定期的な打ち合わせ会がもたれ、
現在までに三回にわたり渡航手続の簡素化の
ための措置がとられた。

第1回は、昭和39年9月から実施されたもので、
渡航申請手続の簡素化と許可に要する時間を短

総 理 府

950

縮めるため、米民政府の在京旅行班の権限を拡

大し、同班限りで許可される範囲を相当大巾に拡

げたほか、同班に東京、沖縄間のテレタイプを設置し

連絡の迅速化を図った。このため、沖縄と本土

間の渡航の制限はかなり緩和されることとなった。

第2回は、昭和40年4月から実施されたもので、沖

縄を經由して海外旅行をする通過旅行者のための

特別手続を認め、72時間以内の沖縄での滞在で

あれば、在京沖縄旅行班限りでほとんど許可される

ことになった。

第3回は、昭和41年2月から実施されたもので、

総 理 府

2

次の諸点が改善された。

1. 入域許可申請書様式の簡素化(記入項目を22から17項目に削減)

ロ. 入域許可証の有効期間の延長(6ヶ月から1年に)及び入域許可証の効力確認の制度創設(1回間に重ねて渡航する場合その入域許可証の再確認を受けることができるようにした。)

ハ. 日本政府援助計画に7とついて入域する政府職員に対する数次往復入域許可証の発給

ニ. 往復通過入域許可証の発給

ホ. 政府所属練習船及び科学研習船乗組員の科学者及び技術者に対する入域許可規定の適用免除

なお、沖縄現地においては、昭和40年8月米国民政府布令第147号「琉球住民の渡航管理」を改正し、

数次往復用日本渡航証明書の有効期間を従来の

3年から4年に延長した。

総 理 府

3

2. 布告、布令等の廃止及び琉球政府立法への移し替え

(1) 昭知39年10月14日高等弁務官布令第56号を以て

米民政府の布告、布令、指令及び規則391件が廃止

された。このような大きな布告、布令等の廃止が行

なわれたことはかつてなかったことであるが、そのう

ちには、従来大きな問題となった所謂「集成刑法」

の廃止が含まれている。また、土地所有を規制し

た布令が廃止になったことも注目される。

(注) (1) 「集成刑法」改正布令の廃止

現行の所謂「集成刑法」(1955年米政府布令第144号「刑法並びに訴訟手続法典」)の罪種を拡大強化する意図で、1959年高等弁務官布令第23号による改

総 理 府

4

正「集成刑法」が公布されたが、米軍軍隊、米國政府及び琉球政府に対する反乱行為等がきわめて抽象的に規定され、また罰則の最高限は死刑という厳格なものであったため、内外からの批判がはげしく、ついにその施行を延期延期としていたしたのである。

(1) 「非琉球人による土地の恒久的権利取得の規制」(1954年民政府布令オ139号)の廃止

本布令による規制の結果、永住者を除く非琉球人(在琉奄美籍者を含む)の土地所有は、事前に民政官の許可を要することとされていたが、この布令が廃止された結果、すべての者が自由に土地を所有することできるようになった。(施行日10月26日)
(理由は、「非琉球人による土地の恒久的権利の取得を規制する法律」(1954年法律第110号)により、非琉球人による土地の取得は行政官の許可が必要とされたこと)

(2) 昭和40年2月4日付民政府布令オ144号「刑法並に

に訴訟手続法典」を改正し、従来本土でし大問題とな

った出版許可制の規定を廃止した。また同布令

中の交通関係規定を全部削除して、民立法の「道路

総 理 府

5

交通取締法」に譲った。

(3) 昭和40年3月4日付高等弁務官布令オ57号「琉球

船舶規則」が公布され、従来の「琉球船舶規則」

(1955年米國民政府布令オ148号)を廃止して、民立法

の閉係法令に委ね、これら閉係法令ではカバー

しえない船舶の規定、埠頭入港船に関する規定、

船舶の出入域等の管理に関する規定、船員の身分

証明書の規定等のみを規定するにとどめた。

(4) 昭和40年5月21日、高等弁務官布令オ54号「宮

古用水管理局の設立」を廃止した(効力発生は6月

30日)。この布令オ54号は、昭和39年5月、当時の

総 理 府

6

キヤラウェイ高等弁務官が、宮古島における水道開発

事業は、各市町村が個々に行なうべきではなく、総

合計画に基いて実施すべきであるとの趣旨で、

公布したものであるが、当時琉球政府において、本

件に関する立法の準備段階であつたにもか

かわらず、キヤラウェイ前高等弁務官が、披打ちで本布令を

公布したことより問題となり、自治権後退論争から自

民党の分裂、大田主席の辞表提出、政情混迷へ

進むきっかけの一つとなつた。

ワトソン高等弁務官は、はやくから本布令はその

目的を達したときには廃止されるべきであるとしていた。

(5) 昭和40年9月22日 高等弁務官布令オ59号「麻薬

類の取締り」が公布され、従来大きな問題となつて

いた高等弁務官布令オ51号「麻薬類及び或る特定の

薬品類の取締り」が廃止された(10月1日効力発生)。

この廃止された布令オ51号は、キヤラウェイ高等弁務官

施政下の昭和39年4月、米側の要請に基き琉球

政府において麻酔剤等の規制に関する立法案を準

備中のところ、突然公布されたのであり、同布令及び

その施行規則によると、麻薬、鎮静剤、催眠剤等164

品目に及ぶ指定薬品の輸出入、販売、購入等を民

政府の規制下におくこととし、住民が指定薬品を購

入するにはすべて医師の処方箋が必要であった。

そのため、現地においてはカゼ薬、頭痛薬等も
医師の処方箋がなければ購入できないので、保健
衛生上の問題があるし、また当時一連の布令が発出
された頃でもあり、自治権の侵害であるとして政治
問題化した。

米民政府においては、前記布令第59号をもつて布令
第51号を廃止し、統制薬品の範囲を大巾に限定する
とともに、麻薬類の輸出入についての米民政府が規制
あることとし、その他は琉球政府の立法（昭和29年統制
薬品取締法）が立法された。）に委ねることとしたのである。

(6) 昭和41年7月22日、高等弁務官布令第10号「銀

行」(1952.9.12)を改正し、沖縄の銀行の
支払い準備金制度を改善した。

これ付、前記布令第10号に基づいて沖縄の銀行
が定期預金、要求払い預金の一部(総額で約
3,000万ドル)を自行および米国の銀行(準備金
受託銀行)に預けている準備金を効果的に活
用して、沖縄の産業開発に役立てようという目的
で、改正要は、①所要準備金総額の25%は
容易に売買が可能な質権未設定の琉球開発
金融公社が発行する債券で、支払い準備金

として認めること、② 相互銀行の支払い準備率
を普通銀行と同率(定期預金の5%、要求払い
預金の20%及び未給付口並みに解約口の無尽及び
相互掛金の額の5%)に引き下げたことなどである。
これによって相互銀行の支払い準備率が引き下げ
られることにより約300万ドルの資金が浮くのをは
じめ、開金の債券発行を通して沖縄の産業開発
資金、住宅資金など長期資金需要に対処できるこ
とになる(約750万ドル)ため、琉球政府及び民
政府、開金の間で検討されていたものである。

(7) 昭和41年8月1日、高等弁務官布令オ17号「物
品税法」を大中に改正した。

この改正によって、高等弁務官布令オ17号の下に
規定されているほとんどの物品(83品目のうち572
品目)がそのわくからは外され、その結果、琉球政府
立法の物品税法、(1964年立法オ48号)のほとんど
の規定が効力を発することとなった。

物品税法は1952年に制定され、58年に大中
改正が行われたが、米民政府はこの改正による
課税物品表は承認できないとして高等弁務官布令
オ17号を公布した。一方、立法院は、1964年の定

例議会においてこの布令オ17号を民法に切り替えるため、物品税法を新たに立法化したか、米民政府が布令を改廃しないため、その施行は約24年をわたって71上げされていた。

このようなことから琉球政府は、布令オ17号を改廃して、民法が施行できるよう米民政府と折衝していたものである。

3. 琉球政府裁判所への裁判権の一部委譲

昭和39年11月12日以降所謂「集成刑法」(1955年

米民政府布令オ144号「刑法並に訴訟手続法典」)

に規定する罪のうち、従来米民政府裁判所に裁判

権があった次の四つの罪については、合衆国の

安全、財産又は利害関係にとって格別重要な事件

ではないと認め、琉球政府裁判所へ管轄の権限

が委譲された。この措置はまた、1962年3月の改

正大統領行政命令にもとづいてとられたものである。

ことも明らかにされた。

(1) 電話線、送電線に用いられる型のワイ-

又はケーブルの不当所持 (オス部オス章オ10節)

(2) 合衆国政府又は民政府に対して誹毀的

又は煽動的な印刷物又は文書を発行し

又は配布すること (オス部オス章オ18節)

(3) 合衆国又はその代行機関によって発

行されたパスポート、通行証、許可証、身分

証明書等の公文書の偽造又は改変

(オス部オス章オ42節)

(4) 民政府の法令に違反して建造物を建

てること及び制限地域内で不当に農耕に従

事すること (オス部オス章オ44節)

なお、ワトソン高等弁務官は、11月12日の記

者会見で、この裁判権の一部委譲は、琉球

政府に諸機能を委譲する段階的過程の一

部であると述べている。

4 法案審査促進委員会の設置

昭和39年12月9日のワトソン高等弁務官と松岡主席

との間の話し合いで設置がきまった。構成は、

琉球政府3名、民政府3名計6名の委員となる。

従来、立法活動が米民政府と琉球政府間

で、とかく円滑を欠きがちであった。事前事後の

調整の問題として論ぜられたものの実体は、実は

この立法案作成に関する問題が、その中核を

なすものであった。

本委員会設置の目的は

(1) 検討及び調整の爲に法案の受理

(2) 法案の内容、目的を迅速に審査、法案を

運営、政策の二つの基本部門に分類する。

(3) 大統領行政命令の規定に抵触する法

案に関しては、民政府の関係局に審議させ、

必要とあらば更に琉球政府の関係局と

調整すること

(4) 主管局に対し法案の審議を終るべき期限

をつける

(5) 上述の方法で、立法院で可決した法

案を審査すること

なお、法案審査促進委員会の第1回会合は、昭和40年

1月6日に開催され、その後順調に運営されている模様である。

5. 琉球政府職員任命に対する高等公務官の

認可制の廃止

(1) 米民政府は、昭和40年1月7日付布告第24号を

もつて、「琉球政府の設立」(米国民政府布告

第13号(1952.2.29))第4条を改正し、従来

行政主席が琉球政府職員を任命するに当り、

高等弁務官の認可を要するとされていたのを改め、高等
弁務官の認可を不要とし、主席限りで任命しうるように
した。従って、琉球政府行政府の各局長は主席が
独自に任免権をもつようになった。

(2) 前記布告オ24号による改正では、行政副主席の
高等弁務官による任命制が依然として残されてい
た。昭和40年12月21日付民政府布令オ68号(1952.2.
29)改正オ10号をもって、前記布告オ13号オ4条を再改正
し、行政副主席も行政主席が任命することとした。

6. 受刑者の判決執行権の一本化

昭和40年6月24日、民政府布令オ143号「琉球列

島における受刑者の釈放手続令」を改正し、米民
政府裁判所で判決を受けた受刑者に対する刑の
執行権限を琉球政府検察庁検事長に委譲した。
従来、同一受刑者が米民政府裁判所と琉球政府
裁判所とで別々に判決を受けると、双方の判決は
各々独立して取扱われるため、一方の刑の執行を待っ
ていると片方の刑の執行の時効が完成してしまつた
り、刑の加重減免が的確に行なれないという
ような不合理があるとして、かねてから琉球政府が
その改善を要望していたのであり、この琉球政
府の要望によって改善された。

7 公務員退職年金制度創設のための米琉委員会の設置

昭和40年2月、松岡行政主席はワーナー民政官と会
見し、長年の懸念であった公務員の退職年金制度を
創設するため、米琉合同委員会を設置することに意見
の一致をみた。琉球政府において、これに基づ
き公務員退職年金制度に関する立法化の準備を
すため、同委員会の検討を経たのち、同年3月公務
員退職年金法案を立法勧告した。同年7月29日
立法院において同法案を可決、8月20日行政主席
により署名公布され、沖縄における年金制度実現へ
の第一歩をふみだした。(施行は昭和41年7月1日)

8 琉球大学の琉球政府立大学への移管

琉球大学は、1950年に創立されて以来、民政府
布令第66号「琉球教育法」及びそれ以前の命令の
規定に基づいて運営されてきたが、昭和40年
7月、立法院において「琉球大学設置法」並びに
「琉球大学管理法」が可決され、同年8月行政主席
がこれを署名公布したことにより、昭和41年7月1日
から政府立大学として出発することとなった。

そこで、高等弁務官は昭和41年7月28日、前記
米民政府布令第68号を廃止し、琉球大学は完全
に琉球政府の管轄下に置かれることになった。

この措置により、従来あいまいとされていた琉球

大学の性格を政府立大学として明確にされ、
政府機関として設置された琉球大学委員会に
よつて管理運営されることとなった。

9 非琉球人の雇用並びに外資導入許可権限の
琉球政府への委譲

昭和40年8月30日を以て高等弁務官布令オ11号「琉球
列島における外国人の投資」の一部が改正され、従来
米国民政府以外のものが非琉球人を雇用する場合
高等弁務官の事前の許可を必要としていたものが
行政主席がきりて許可できるようになった。

また、同年9月1日を以て民政府指令オ20号「外資
導入合同審議会の組織及び運営手続」を廃止し、

これに代つて同日行政主席により「外資導入審査会設置

規則」が公布された。これによつて従来^の琉球政府職員

3名および民政府職員2名からなる外資導入合同審議

会は廃止され、琉球政府側のみの委員(8名)からなる

外資導入審査会が設置されて外資導入申請に關す

る審査権が琉球政府に委譲されることとなった。

10 行政主席選任方法の改善

ジョン・F・ケネディ大統領は、昭和40年12月20日(米國
時間)行政命令オ10713号「琉球列島の管理に關す
る行政命令」オ8節6項を行政命令オ11263号を
以て改正し、琉球政府行政主席は、「立法院が行
ない、かつ高等弁務官が受諾する指名」に基づいて

高等事務官が任命する」ことになつていたので

「立法院の全議員の過半数によつて選挙される」

ことに改めた。

11 永住許可についての改善

昭和41年3月2日、民政府は、民政府指令オタ号

「永住許可について」(1954.6.2)を改正し、主として沖

縄に在留している「半永住」の資格を持った者(主に

奄美大島出身者)に対する永住権を取得するための

資格条件、手続等を緩和した。

改正の主な内容は、次のとおりである。

1. 「半永住者」並びにその配偶者及び未成年の永住許可申請には、従来①3年間の継続居住②相当の生

総 理 府

25

活を維持するに充分な財産、定職又は自治能力のある
ことを要件としていたが、これを不要としたこと

ロ「半永住者」の永住許可申請書様式を簡素化したこと

従来永住許可を取得することが比較的困難であ

つたが、今後「半永住者」は、本指令の改正により沖縄

への転籍の前段階である永住許可申請が容易に

なつた。

12 無線局の免許付与権限の琉球政府への委譲

昭和41年3月10日付けで、民政府は、琉球政府に

(海上移動無線局)

対して、沖縄における船舶局のために認可された

すべての周波数とコールサイン(呼出符号)を割り当て

るとともに、事前に高等事務官の承認を得ることな

総 理 府

26

しに周波数やコールサインの割り当て等の予備免許を
含めて船舶局の免許を付与する権限を与えた。

無線局及び無線従事者の免許の発給、変更又は
更新は、従来電波法（1955年立法第20号）に基き
琉球政府限りで行なってきたが、昭和39年1月7日
付けで、民政府布令第125号「通信事業」（1954.2.19）
が改訂され、琉球政府は事前に高等弁務官の承
認を必要とすることになった。この改訂布令は琉球
政府の自治権侵害であるとして当時問題となつた
ものである。

今回の措置は、無線局に対する免許付与権限

のうち、船舶局については高等弁務官の事前承認
を必要としないうことにしたのである。

13. マイクロウェーブテレビ回線の使用に関する権
限の委譲

昭和41年5月27日、米民政府は日本から沖縄
へのマイクロウェーブテレビ回線の使用に関する権
限を琉球政府へ委譲した。

米民政府は、従来一社による独占を排除し、カ
ナールの専用時間もしくは使用料の公平
な通用を保證するという趣旨で、昭和39年
のマイクロ回線の開設当初から、放送関係5社
によるチャンネルの使用を調整し、認可する権

限を掌握してきた。

この措置は、松岡主席からの要望に応えたものであり、以後 琉球電気がマイクロウェーブ回線専用契約を管理することになった。

14. 合同経済開発委員会の設立

昭和41年7月、中韓政府並みに琉球政府による琉球列島経済開発合同委員会が設立された。構成は、民政府4名(局長)、琉球政府3名(局長)計7名の委員よりなる。

同委員会は、沖縄の経済発展と開発に関するすべての経済計画を企画立案し、その調整を図る

こと、また、経済政策の大筋を示し、その指針を行なうとともに資金計画を決定することなどを目的として組織されたものである。